

# 時標

年の4分の1を八ヶ岳南麓で過ごす。仕事場から見える甲斐駒ヶ岳。その四季折々の表情に魅せられている。原稿書きの合間に、とにかく歩く。信玄棒道も好みのコースの一つである。

昨秋、「甲州法度之次第」の写しを、棒道の岩に腰をお

りして熟読した。全55カ条(後ろに2カ条追加)。結びの条文は音読した。

「晴信行儀(そらひぎ)其の外の法度以下に於て、旨趣相違の事あらば、貴賤を撰ばず、目安を以て申すべし、時宜に依つて其の覚悟すべきものなり」

武田晴信(信玄)自身が法律を、強引に成立に持ち込んだ

それに反することを行えば、身分を問わず訴訟を提起することができる。君主の自己抑制による君主有限の思考と言える。分国法のなかで、ここまで権力者の法拘束を明確にしたものも珍しい。家臣の駒井政武が起草したというが、信玄はどこまで法拘束に自覺的であったのか、また実際、そのような訴えがあつたのか。興味は尽きない。

さて、話は一気に現代に。

今月18日、憲法改正手続法(国民投票法)が施行される。それを知っている人がどれだけいるだろうか。

## 信玄法度から憲法を考える



水島 朝穂  
早稲田大教授

3年前、当時の安倍晋三首相が「私の任期中に改憲を」と、参院憲法調査特別委員会に出席して発言を繰り返し、また國対関係者に採決を急がせ、強引に成立に持ち込んだ

という経緯がある。

そもそも憲法改正の発議は国会が行う。改正手続法も議員提出法案なのに、首相が強

いイニシアチブを發揮した。

異例すぐめだった。その無理がたたつて、問題点は山積み。

結局、採決時に18項目の「付帯決議」が行われた。

原則の構成要件の明確化を図ることが求められている。

だが一体、学問の自由を侵さないで改論しほむ」とほ

やいているが、憲法改正に賛成か、反対かを問うこと自体、実は無意味なのである。

改正条項を持つ以上、憲法

には自らの改正を予定している。問題は、憲法の「いかな

きなる行為が犯罪となるかを定める「構成要件」が曖昧なま

までは、憲法上の問題を惹き起する欠陥法律であることを告白しているようなものだ。

しかし、国会議員にはそうした問題への自覚があまりにない。せめて施行までの3年

の間に、付帯決議の中身をしつかり検討して、手当てをし

ておくべきだった。それゆえ私は、この法律の施行は延期

すべきだと考えている。

もつとも、政治家は今、憲法は権力者を拘束し、制

限する規範である。改憲が護憲かを言う前に、そもそも憲

法とはいかなるものかについての理解を深めることこそ

が、実は憲法を「守る」とことにつながるのではないか。

「読売新聞」4月9日付の信玄棒道を歩きながらの思

用が言われている。また、「(罰

世論調査でも、憲法改正賛成

索は続く。

みずしま・あさほさん

1953年東京生まれ。札幌学院大、広島大助教授を経て96年から早稲田大法学学術院教授(憲法・法政策論)。法学博士。著書に「憲法『私』論」(小学館)、「時代を読む」(柘植書房新社)など多数。北杜市に仕事場を持つ。ホームページのアドレスは<http://www.asaho.com/>